令和８年 10 月

認可外保育施設の無償化に係る利用者の申請等について

１　無償化の対象となる子どもと上限額について

令和元年 10 月 1 日から始まった幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設※の利用料の一部が無償化されます。

（※令和６年 10 月以降は、指導監督基準を満たさない施設については無償化対象外となります。）

（1）無償化の対象となる子ども（①･②･③の全てに該当する子ども）

①３歳から５歳の子ども（令和８年４月時点）

令和２年４月２日から令和５年４月１日の間に生まれた子ども

（※住民税非課税世帯の場合は、０歳から２歳の子どもも対象）

住民税非課税世帯について（補足）

非課税世帯の判定は、父母の市民税額を合算した額で、以下のとおり判定します。

◆令和８年４月から８月まで・・・令和７年度の市民税額

◆令和８年９月から令和９年３月まで・・・令和８年度の市民税額

父母の収入だけでは生活が困難と判断される場合は、同居者（祖父母等）の市民税額で算定されることがあります。そのため、父母が非課税世帯であっても、同居者（祖父母等）の市民税額によっては、０歳から２歳の子どもが無償化の対象にならないことがあります。

②保育の必要性があることの認定（新２号･新３号認定）を受けている子ども

③公私立保育園や私立幼稚園、公私立認定こども園、企業主導型保育施設に入園していない子ども※

（※公立幼稚園に入園している子どもは対象となります。）

（2）無償化の上限額

①３歳から５歳の子ども・・・・・・・・・・・・・月利用　　上限：月額 40,300 円

②０歳から２歳で住民税非課税世帯の子ども・・・月利用　　上限：月額 45,700 円

２　無償化の対象となるための手続き（認定申請）について

無償化の対象となるためには、保育の必要性があることの認定（新２号･新３号認定）を受ける必要があります。

（1）保育園、認定こども園（保育園部）への入園申込をしていない子ども

新２号･新３号の認定をしますので、下記①･②･③･④を保育幼稚園課へ提出してください。

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第 30 条の４第２号・第３号)

※ひとり親家庭の場合は「戸籍謄本全部事項証明書」が必要です。（離婚の場合は離婚成立日が記載されているもの）

②保育の必要性があることを証明するもの（就労証明書等）

③個人番号（マイナンバー）添付書類

④保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

（2）保育園、認定こども園（保育園部）への入所申込をしており入所保留状態にある子ども

申請は不要ですが、新２号･新３号の認定をしますので、事前に保育幼稚園課までご連絡ください。

(3)公立幼稚園に入園している子ども

新２号の認定をしますので、下記①･②を入園している幼稚園に提出してください。

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第 30 条の４第２号・第３号)

②保育の必要性があることを証明するもの（就労証明書等）

３　無償化の対象にならない利用料

以下の費用については、無償化の対象とはなりません。

- 日用品、文房具、その他保育に必要な物品の購入に要する費用
- 行事への参加に要する費用
- 食事の提供に要する費用
- 通園バスなどの通園や送迎に要する費用

４　認可外保育施設の利用料の請求手続きについて

認可外保育施設を利用した場合の利用料については、各認可外保育施設にお支払いいただきます。

各認可外保育施設に利用料をお支払いいただく際に、「特定定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」、「特定子ども・子育て支援提供証明書」など、認可外保育施設の利用日や金額、金額の費用の内訳などが明記されている書類・領収証等を発行してもらい、利用した月の翌月以降、保育幼稚園課に直接、利用料の請求手続き（請求）をしてください。

★ 請求（申請）書類等

請 求 書：施設等利用費請求書（償還払い用）※富士市ウェブサイトからダウンロードが可能です
添付書類：特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書など
（認可外保育施設の利用日や金額、費用の内訳などが明記されている書類や領収証等）

５　家庭状況等に変更があった場合

認定の変更をしますので、「子育てのための施設等利用給付認定変更届兼取下届」を保育幼稚園課へ提出してください。その他、変更内容によっては別途ご用意いただく書類がございますので、事前に保育幼稚園課までご連絡ください。

６　施設の併用利用について

認可外保育施設の利用料が無償化の対象となる、新２号･新３号の認定を受けた子どもは、認可外保育施設だけではなく、保育園等の一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー･サポート･センター事業を利用した場合の利用料も上限額の範囲内（３歳～５歳：月額 40,300 円、０歳～２歳：月額 45,700 円）で無償化の対象となります。

なお、公立幼稚園に入園している新２号認定を受けた子どもが、認可外保育施設を利用した場合、月額 12,300 円までが認可外保育施設の利用料の無償化の上限額となります。

【問い合わせ】富士市役所　こども未来部　保育幼稚園課
電話　0545-55-2928